



交野市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



交野市

はじめに

交野市では、交野市人権尊重のまちづくり条例の基本理念及び交野市男女共同参画計画に基づき、一人ひとりが互いに人権及び多様な性のあり方を尊重し、誰もが平等で自分らしく安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、パートナーシップ宣誓制度を実施することとなりました。

パートナーシップ宣誓制度は、婚姻と同等の法律上の効果があることを証明するものではありませんが、一方または双方が性的マイノリティであるカップルが互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合い、社会においていきいきと活躍されることを期待して、パートナー関係であると宣誓されたことを受け、市が宣誓書受領証を交付する制度です。

性的マイノリティとは **LGBT** と表現されることもあります。

LGBT とは、下記の頭文字をとった単語です。

L (Lesbian : レズビアン) 女性で同性を好きになる人

G (Gay : ゲイ) 男性で同性を好きになる人

B (Bisexual : バイセクシュアル) 男女両方とも好きな対象になる人

T (Transgender : トランスジェンダー) 生まれた時の性別とは異なる性別で生きる人、生きたいと望む人

※上記以外にも多様な性があります。

目 次

1. パートナーシップ宣誓制度 手続きの流れ・・・・・・・・P 3
2. パートナーシップの宣誓をすることができる方・・・・P 4
3. パートナーシップの宣誓に必要なもの・・・・・・・・P 5
4. パートナーシップ宣誓書受領証について・・・・・・・・P 6
5. パートナーシップ宣誓制度に関するよくある質問・・P 7

パートナーシップ宣誓制度 手続きの流れ

事前予約

必ず事前にもとに人権と暮らしの相談課まで連絡をしてください。
宣誓の日時の調整、必要書類の確認を行います。

〈連絡先〉

〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1

交野市人権と暮らしの相談課（月曜日～金曜日午前9時～午後5時30分）

TEL：072-817-0997 FAX：072-817-0998

MAIL：kurasi@city.katano.osaka.jp

パートナーシップの宣誓

予約した日時に、必要書類をお持ちの上、必ずパートナーのお二人でお越しください。

当日、申請書類（宣誓書・添付書類）をもとに、宣誓の要件を備えているかを確認します。なお、住所・氏名・生年月日を自署していただきますので、自ら記入することができない場合は、両当事者の立会いのもとで、他の人に代筆してもらうことができます。

※月曜日～金曜日午前9時～午後5時30分まで（原則、市の閉庁日は除きます。）

宣誓書受領証の交付

要件を満たしていることが確認できた場合、宣誓書受領証を後日交付します。
交付準備ができましたら、当課より連絡をしますので、本人確認書類を持参の上、受取りにお越しください。（宣誓者いずれかお一人でもかまいません。）

※宣誓及び宣誓書受領証の交付日時は、提出または提示いただく書類に不備がある場合や、予約状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

※宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とします。

パートナーシップの宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

○成年に達していること

民法第4条に規定する成年に達している方

○いずれかが交野市民であること

宣誓者のうち、いずれか一方でかまいません。

○配偶者がいないこと

独身であることを証明する書類を提出していただきます。

○宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っていないこと

同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓または登録を行っている方は、宣誓をすることができません。

○宣誓者同士の関係が近親者でないこと

民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。ただし、宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、養子縁組を解消した後に宣誓をすることができます。

パートナーシップの宣誓に必要なもの

パートナーシップの宣誓には、下記のものが必要です。

I パートナーシップ宣誓書

宣誓書は、人権と暮らしの相談課の窓口で準備していますので、宣誓日に記入していただきます。

II 住民票、又は、住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

※同一世帯の場合は、おふたりの記載のあるものを1通

III 独身であることを証明する書類（3か月以内に発行されたもの）

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、独身証明書をお持ちください。

外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に、日本語の翻訳（訳者を明らかにしてください）を添えて提出してください。

IV 本人確認ができるもの

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した免許証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。（有効期限があるものについては、有効期限内のものに限る。）

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

V 認印（シャチハタ不可）

パートナーシップ宣誓書受領証について

パートナーシップ宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓書受領証は、A4版と携帯用のカードタイプがあり、A4版は1通、携帯用は2通交付します。

宣誓書受領証を紛失した場合

パートナーシップ宣誓書受領証を紛失、または毀損の他、特別な事情がある場合には再交付しますので、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書により、申請を行ってください。なお、宣誓書受領証は後日交付となります。また、紛失した宣誓書受領証を発見した場合には、発見されたものを返還してください。

※宣誓書の保存期間が10年ですので、再交付は宣誓書の保存期間内となります。

※再交付申請の際は、本人確認を行いますので、ガイドライン5ページIVに記載のものをお持ちください。

宣誓書受領証の返還

次の場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届にパートナーシップ宣誓書受領証を添えて届出をしてください。

- ・要件を満たさなくなったとき
- ・当事者の意思により、パートナーシップを解消したとき
- ・双方が市外へ転出したとき
- ・一方が死亡したとき

パートナーシップ宣誓制度に関するよくある質問

Q. パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

A. 宣誓書や宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q. 宣誓書受領証はどのように利用するのですか？

A. 宣誓書受領証の提示により、一定の範囲で婚姻関係や事実婚に準じた取り扱いが行われるサービスがあります。詳しくは、サービス提供者にご確認ください。

今後、交野市でも宣誓書受領証を提示することで利用できる制度を増やしていくとともに、民間事業者や市民の皆様に対しても、宣誓書受領証の利用等について、周知啓発を進めていく予定です。

Q. 「成年に達した者」とは何歳以上ですか？

A. 20歳以上です。民法の改正により、2022年4月1日以降は満18歳以上となる予定です。

Q. 同居していないと宣誓できませんか？

A. 宣誓されるいずれかお一人が交野市民であれば、交野市で宣誓できます。

Q. 「婚姻をすることができない関係」はどのような場合ですか？

A. 民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により、婚姻できない関係にある方は宣誓できません。

ただし、養子と養方の傍系血族（養親の実子、兄弟姉妹等）との場合、宣誓することができます。（民法第734条但し書き）

〔第734条〕 ・直系血族（父母、祖父母、子、孫等）

・三親等内の傍系血族（兄弟、姉妹、おじ、おば、甥、姪）

[第 735 条] ・直系姻族（配偶者の父母、祖父母、兄弟、姉妹、配偶者の継子等）
※養子縁組をしている場合は、民法上、血族として取り扱われます。（民法第 727 条）

Q. 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A. 宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、宣誓はできません。養子縁組を解消した場合には、宣誓を行うことができます。

Q. パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違いますか？

A. 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等さまざまな権利・義務が発生しますが、本制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q. パートナーシップの宣誓や宣誓書受領証の交付は、平日の開庁時間以外でも受け付けてもらえますか？

A. 原則、平日の開庁時間で受付を考えておりますが、仕事の都合等で平日の来庁が難しい方はご相談ください。

Q. 宣誓書受領証はすぐに交付されますか？

A. 発行手続きに時間を要するため、後日交付となります。

Q. 関係を解消した場合にはどうしたらいいですか？

A. パートナーシップを解消した場合には、パートナーシップ宣誓書受領証返還届を提出し、パートナーシップ宣誓書受領証を返還してください。

Q. 交付された宣誓書受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか？

A. 使用できません。お二人がパートナー関係であると宣誓されたことを証明するものです。

交野市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック

令和元年 11 月発行

交野市総務部人権と暮らしの相談課

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号

TEL : 072-817-0997 FAX : 072-817-0998

MAIL : kurasi@city.katano.osaka.jp